

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/10/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和5年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人筑波大学
法人の長の氏名		永田 恭介
問い合わせ先		筑波大学総務部総務課 TEL: 029-853-6009 E-mail: so.somuka@un.tsukuba.ac.jp
URL		https://www.tsukuba.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>第140回経営協議会（令和5年9月20日）において、各基本原則・原則・補充原則の適合状況に関する資料を報告し、確認された。経営協議会からの意見は、以下のとおり。</p> <p>本法人は『国立大学法人ガバナンス・コード』の各基本原則・原則・補充原則を全て実施していると認められる。</p> <p>ガバナンス体制は、大学自らが大学の発展に伴い進化させるべきものであり、また、国立大学法人法の改正等外部環境の変化に伴い変更するものであることにも留意し、常により良いガバナンス体制を追求すべきである。</p>
監事による確認		<p>令和5年8月29日に、監事への各基本原則・原則・補充原則の適合状況について説明し、意見交換を行った。監事からの意見は、以下のとおり。</p> <p>本法人は『国立大学法人ガバナンス・コード』の各基本原則・原則・補充原則を全て実施していると認められる。</p> <p>ガバナンス・コードの目的や適合状況調査の趣旨等をよく理解した上で、「ガバナンス上の課題・問題点を把握・改善」するための方策や推進体制に係る検討について昨年度依頼したところ、原案の作成等を、総務部総務課主体から各組織の副学長等主体へと変更するといった改善が見られた。ただし、学外委員のチェック・コメントが十分に反映できる体制で、学長を中心とする執行部が課題・問題点を把握し、改善を行うPDCAを回し続けることが重要と思われる。</p> <p>筑波大学が一層発展するため新たな枠組みを早い段階より検討していただきたい。例えば、執行と監督の分離の観点の必要性の有無、経営意思決定機関の適正人員やその構成（学外委員と学内委員との構成比率）等についても検討の余地があるのではないかとと思われる。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>「建学の理念」において、あらゆる意味において「開かれた大学」を掲げ、法人の経営、教育研究活動の方針の礎とし、1973年の建学以降、社会からの要請を受け止め、かつ、自ら次代の教育研究の姿を構想しつつ、大学改革を先導してきた。将来のビジョンや目標については、多様なステークホルダーからの意見を踏まえ、中期計画、指定国立大学法人構想及び筑波大学Vision 2030を策定し公表している。また、学長が毎年度当初に重要施策の目的や背景について説明する所信を表明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国立大学法人筑波大学中期計画 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/publicity-term/index.html ■指定国立大学法人構想 https://www.tsukuba.ac.jp/about/designated-national-university/ ■筑波大学Vision 2030 https://www.tsukuba.ac.jp/about/vision2030/
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>第 4 期中期計画に掲げた評価指標について、令和 4～9 年度の年次別目標（マイルストーン）を設定し、評価指標の達成に向けた計画的な取組を推進している。</p> <p>令和 5 年度からは、前年度実績を対象として中期計画の実施状況やマイルストーンの達成状況等について自己点検・評価を行い、その結果を学長を委員長とする組織評価委員会が確認・検証している。また、中期計画の進捗状況や組織評価委員会による確認・検証結果については基幹サイトに掲載予定であり、広く社会に公開することで法人運営に活用することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国立大学法人筑波大学評価指標の年次別目標 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/publicity-term/pdf/r4_r9milestone.pdf
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>法人運営及び大学運営に係る各組織等の権限と責任を『国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則』により規定し公表するとともに、体制図を作成し公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則 https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2004hks01.pdf ■法人運営組織・大学運営組織（体制図） https://www.tsukuba.ac.jp/about/organization-administrative/
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>総合的な人事方針を、中期計画の「人事に関する計画」により公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国立大学法人筑波大学中期計画 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/publicity-term/pdf/r4_r9chuuki.pdf

<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期計画の実現に必要な額の見通しと、運営費交付金、自己収入、外部資金など幅広い収入についての中期的な見通しを踏まえた財務計画について、中期計画の「予算（人件費の見積りを含む。）収支計画、資金計画」に記載し、公表している。</p> <p>■国立大学法人筑波大学中期計画 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/publicity-term/pdf/r4_r9chuuki.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>教育研究の費用及び成果等については、「財務諸表」、「事業報告書」、「決算報告書」等の義務的開示をしている。また、令和元年度より、本学のミッション達成に向けた取組や活動実績などの非財務情報と財務情報を組み合わせた「筑波大学統合報告書」を発行している。「セグメント別にみる教育研究等の成果・実績及び財務状況」について、教員組織のある各系及び関連する教育研究組織（学群・学類、研究科・専攻）ごとに費用と収益や、セグメントごとに教育研究の成果・実績等とそれを支える財源及び活動に要した経費を掲載し、教育研究活動におけるコストの見える化を図るとともに、大学が保有するリソース（人材や資金等）が、教育研究活動等により目標の実現に向けて、どのようなアウトプット（成果）及びアウトカム（成果によってもたらされる効果）に結実していくかを図解した「筑波大学の価値創造プロセス」や、決算情報では見えない教育研究に係るコスト及び財源を可視化するなど、多様なステークホルダーの皆様の理解を得られるよう努めている。</p> <p>■財務に関する情報（財務諸表、事業報告書、決算報告書等） https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-misc/teikyo-22/index.html#zaimu</p> <p>■筑波大学統合報告書 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-report/</p>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>法人経営を担う人材について、以下の方針により計画的に育成している。</p> <p>法人経営を担う人材には、大局的な視点から施策の妥当性や必要性を判断する能力が求められる。こうした視点は、中長期にわたる経験の蓄積によるのみ獲得できるとの認識のもと、組織として計画的な施策を継続的に実施することが重要である。</p> <p>法人経営を担う能力と適性を有する人材は少数であり、育成には時間を要することから、相応しい人材を可能な限り早期に発見しなければならない。そのため、各年代・階層において以下のような多様な経験の機会を設け、能力と適性を有する人材の発掘に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の長として構成員を率い、教学・運営両面における全体最適の視点から諸課題を解決する経験 ・若手ないし中堅の時期に、我が国の大学を取り巻く課題や全学的な課題に触れ視野を広げる経験 ・本学以外の次代の経営人材を担う者と交流し、大学の規模や特性の違いを踏まえた課題認識を深める経験 <p>上記方針に基づき、以下の施策を実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系長を大学執行役員に任命し法人経営を担わせている。 ・30代の若手や女性等の多様性に富んだ教員を学長補佐に任命し、法人経営に関わる課題を共有・議論している。

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>理事及び副学長は、学長が学内外から適材適所に配置している。</p> <p>理事及び副学長の権限と責任を『国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則』等により規定し公表している。</p> <p>■国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則 https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2004hks01.pdf</p> <p>特に、副学長は、1973年の創設当初から置かれてきた職であり、現在は、「学長を助け、及び学長の命を受け、校務をつかさどる」とし、その具体的な業務内容については、毎年度、『副学長・理事等の業務分担について』により規定し公表している。</p> <p>■副学長・理事等の業務分担について https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-01/pdf/2022g04.pdf</p> <p>法人化以降の多様な業務に関して、学長を助け、及び学長の命を受け特定の業務を統括する職として、「大学執行役員」を設置している。その具体的な業務内容については、毎年度、『大学執行役員の職務分担について』により規定し公表している。</p> <p>■大学執行役員の職務分担について https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-01/pdf/2022g05.pdf</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、国立大学法人法で定める事項について十分な検討・討議を行い、議事録を公表している。</p> <p>■役員会議事録 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/meeting/yakuinkai/index.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>理事、副学長、部局長は、能力や適性に加えダイバーシティの視点を含め任命している。</p> <p>理事には私立大学や文部科学行政における実務経験を有する者を任命し、その知見を経営に活かしている。</p> <p>法人経営に対する有用性を踏まえ、以下の観点から外部の経験を有する人材を求めている。</p> <p>法人経営では、既成概念にとらわれず柔軟かつ将来を見据えた発想が求められるため、経営層については、本学以外の大学や企業等における経験や知見を積極的に取り入れることができる体制としている。</p> <p>このため、経営層である理事にあっては、他大学（特に国立大学以外）や我が国以外の国における経験や文部科学行政への知見等を重視して選任している。</p> <p>上記方針のもとに当該役職に相応しい人材を選任していることが明らかになるよう、全ての役員の経歴を公表している。</p> <p>■役員一覧 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-misc/teikyo-22/info-soshiki2/index.html</p>

<p>補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員については、以下の基本方針に基づき選任している。</p> <p>国立大学法人は、国費により支えられ、その社会的責任を果たすために学外の意見を的確に受け止めながら経営に反映させていくことが求められ、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人法により経営協議会が設置されている。</p> <p>この経営協議会の委員の総数の過半数は学外委員であると定められているところ、その趣旨は、各法人の経営方針や教育・研究・社会貢献の内容を踏まえて、広く高い立場から様々な助言を受け、それぞれの運営に活かしていくことであるとする。</p> <p>本学は、（師範学校からの伝統を有する大学として、）世界最先端の研究型総合大学として、そして、筑波研究学園都市の中核機関としての使命と役割を有しており、それらを踏まえ、本学の経営協議会の学外委員は、学术界（国立・私立の大学関係者を含む。）、報道機関、企業等の産業界、地域連携、卒業生など、多様な背景を持つ委員により構成されるよう、ジェンダーバランスにも配慮した構成となるよう、十分な配慮を行うものとする。</p> <p>■経営協議会委員一覧 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/meeting/keikyo/pdf/namelist.pdf</p> <p>上記方針に基づき、経営協議会の学外委員は、産業界や地元の研究機関のみならず、報道機関や卒業生など、多様性を確保できる構成としている。</p> <p>経営協議会の学外委員が十分に役割を果たすことができるよう、以下のとおり運営方法を工夫している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会の学外委員に対しては、定期的に広報誌等を送付し大学の取組を紹介している。 ・経営上の重要課題について、審議事項とは別に自由討議におけるテーマとして提示して議論している。 ・経営協議会は、専ら経営に関する事項を審議することを学内規則で規定し、真に必要な議題について重点審議している。
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考・監察会議は、意向投票によることなく適正に選考を行うとともに、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を『国立大学法人筑波大学学長選考要項・選考基準』等により規定し公表している。</p> <p>■国立大学法人筑波大学学長選考要項・選考基準 https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2006m01_2.pdf</p> <p>■国立大学法人筑波大学学長選考要項実施細則 https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2008m01.pdf</p> <p>■次期学長予定者の決定について（選考過程/選考理由） https://www.tsukuba.ac.jp/news/20201021000000.html</p>
<p>補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長選考・監察会議は、安定的な運営が可能となるよう、そして、常にその時点でベストな学長を選考できるよう検討を行い、令和元年度に、学長の通算任期や再任回数に関する上限は設けない規定改正を行うとともに、任期の設定を4年+2年から3年+3年に規定改正し公表している。</p> <p>■国立大学法人筑波大学の学長の任期に関する規則 https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2006hks44.pdf</p>

<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長選考・監察会議は、文部科学大臣に法人の長の解任を申し出るための手続きを『国立大学法人筑波大学の学長解任の申し出に関する要項』により規定し公表している。</p> <p>■国立大学法人筑波大学の学長解任の申し出に関する要項 https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2015m08.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長選考・監察会議は、毎年1回、学長の業務執行状況等について業績評価を実施し、学長の業務の実施状況について毎年業績評価を行うとともに当該評価結果を本人に伝達し助言等を行い、その結果を公表している。</p> <p>■学長の業績評価結果 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/meeting/gakusen/pdf/2021gakusen-gyousekiyouka.pdf</p>
<p>原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>		<p>経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法、及び選任理由を公表している。</p> <p>■学長選考・監察会議 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/meeting/gakusen/index.html</p>
<p>原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>学長選考・監察会議は、法人が最も経営力を発揮できる体制のあり方を十分に検討している。</p> <p>なお、大学総括理事は置いていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>学長は、経営上重要となり得る課題の発見とリスクの回避・低減のための方策について、原則、毎週開催する学副懇談会（構成員：学長、理事、副学長）において多角的な視点から検討している。</p> <p>内部統制システムは『国立大学法人筑波大学業務方法書』を基本とし、以下を柱に業務運営の適正性・適法性を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関としての法定会議の実質的審議 ・運営会議における法定会議前の十分な調整 ・法令等を根拠とする学内規則の整備及びその適宜見直し ・業務改善活動による効率性の向上 ・e-ラーニングを含む研修によるコンプライアンス意識の向上 <p>■国立大学法人筑波大学業務方法書 https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/pdf/220401gyoumu.pdf</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法令に基づく適切な情報公開を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（組織、業務、財務、資金運用、評価及び監査に関する情報） https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-misc/teikyo-22/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報（病院長候補者の選考に関する規程・委員会名簿等） https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/meeting/byoinchosenko/index.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報（附属病院監査委員会規則・委員会名簿等） http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/general/function.html ■大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項に規定する情報（確認申請書・更新確認申請書） https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-support/support/ <p>大学における諸活動について多様なステークホルダーの皆様から理解を得るため、令和4年度に発足した広報局において「筑波大学広報戦略」を全面的に改正し、新たな行動目標の下、積極的な情報発信に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■筑波大学公式ホームページ https://www.tsukuba.ac.jp/ ■筑波大学広報戦略 https://www.tsukuba.ac.jp/about/pdf/pr-strategy.pdf <p>また、筑波大学研究情報ポータル『COTRE』により、本学の研究活動に関する情報を発信している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■研究情報ポータル『COTRE』 https://ura.sec.tsukuba.ac.jp/
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>大学における諸活動について多様なステークホルダーの皆様から理解を得るため、令和4年度に発足した広報局において「筑波大学広報戦略」を全面的に改正し、新たな行動目標の下、積極的な情報発信に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■筑波大学公式ホームページ https://www.tsukuba.ac.jp/ ■筑波大学広報戦略 https://www.tsukuba.ac.jp/about/pdf/pr-strategy.pdf

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が身につけることができる能力とその根拠を公表している。</p> <p>■筑波スタンダード https://www.tsukuba.ac.jp/education/policy-tstandard/</p> <p>卒業生・修了生の進路状況を公表している。</p> <p>■ヒューマンエンパワーメント推進局キャリア支援チーム 進路状況 https://syushoku.sec.tsukuba.ac.jp/career/?page_id=303</p> <p>学群生・大学院生に対し学生生活に関する満足度について調査を実施し、結果を公表している。</p> <p>■学生生活実態調査（学群）・学生実態調査（大学院） https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-lifesurvey/</p> <p>学群・大学院の入学時、在学中、卒業・修了時、卒業・修了後の各段階において、学修に対する意欲、学修環境や教育内容等に関する満足度、学修によって身についた能力等について調査を実施し、結果を公表している。学内企業説明会等の参加企業に対し採用学生の評価・能力について調査を実施し、結果を公表している。</p> <p>■教学マネジメント ステークホルダーアンケート調査 https://www.tsukuba.ac.jp/about/action-management/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（組織、業務、財務、資金運用、評価及び監査に関する情報） https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-misc/teikyo-22/index.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報（病院長候補者の選考に関する規程・委員会名簿等） https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/meeting/byoinchosenko/index.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報（附属病院監査委員会規則・委員会名簿等） http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/general/function.html</p>